大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条 第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 24 年 8 月 1 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 マックスバリュ東近江ショッピングセンター 東近江市青葉町 109-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 マックスバリュ中部株式会社 三重県松阪市大口町 185 番地の 1 代表取締役 正木雄三 株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号 代表取締役 山田昇
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前8時から午前0時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午前0時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前7時から午前0時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午前0時30分まで
- 4 変更年月日 平成24年7月13日
- 5 変更の理由 お客様の利便性向上のため
- 6 届出年月日 平成24年7月12日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1 滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1 東近江市産業振興部商工労政課 東近江市八日市緑町 10 番 5 号

- (2) 縦覧期間 平成24年8月1日から平成24年12月3日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成24年12月3日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1